

四日市市児童発達支援センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第38号

四日市市児童発達支援センター規則の一部を改正する規則

四日市市児童発達支援センター規則（昭和54年四日市市規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織及び定員)</p> <p>第3条 学園の組織及び定員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>児童発達支援センターあけぼの学園（多機能型）</u></p> <p>ア <u>児童発達支援センター 定員</u> <u>1日につき80名</u></p> <p>イ <u>保育所等訪問支援事業所</u></p> <p>ウ <u>相談支援事業所</u></p> <p>(2) <u>児童発達支援事業所四日市市立あけぼの学園（多機能型）</u></p> <p>ア <u>児童発達支援事業所 定員 1</u> <u>日につき20名</u></p> <p>イ <u>放課後等デイサービス事業所</u> <u>定員 1日につき30名</u></p> <p>ウ <u>居宅訪問型児童発達支援事業所</u></p> <p>(事業)</p> <p>第4条 前条各号に規定する<u>事業所</u>は、次の各号に定める事業を行うものとする。</p>	<p>(組織及び定員)</p> <p>第3条 学園の組織及び定員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>発達支援部通園グループ 定員</u> <u>50名</u></p> <p>(2) <u>地域支援部療育グループ 定員</u> <u>1日につき20名</u></p> <p>(3) <u>訓練部訓練援助グループ</u></p> <p>(事業)</p> <p>第4条 前条各号に規定する<u>グループ</u>は、次の各号に定める事業を行うものとする。</p>

(1) 児童発達支援センター 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の2の2第2項に規定する事業

(2) 保育所等訪問支援事業所 法第6条の2の2第6項に規定する事業

(3) 相談支援事業所 法第6条の2の2第7項に規定する事業及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第18項に規定する事業並びに発達にかかる一般相談支援及び保育園等への巡回相談支援

(4) 児童発達事業所 法第6条の2の2第2項に規定する事業のうち個別の機能訓練又は心理指導等

(5) 放課後等デイサービス 法第6条の2の2第4項に規定する事業

(6) 居宅訪問型児童発達支援事業所 法第6条の2の2第5項に規定する事業

(入退園等)

第5条 児童発達支援センターへの入園 児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

(1) 法第21条の5の3の規定による障害児通所給付費の支給決定を受け、児童発達支援センターが提供する事

(1) 発達支援部通園グループ 学園を週5日利用する児童に対し、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の2第2項に規定する児童発達支援

(2) 地域支援部療育グループ 主に学園を週1回程度利用する児童に対し、法第6条の2第2項に規定する児童発達支援

(3) 訓練援助グループ 学園通園児、卒園児等を対象に、専門的な訓練援助を実施するとともに、前各号の事業に対して専門的な立場から、助言、相談等の必要な支援

(入退園等)

第5条 入園児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

(1) 法第21条の5の3の規定による障害児通所給付費の支給決定を受け、発達支援部通園グループ及び地域支

業の利用契約を締結した保護者が監護する当該支給決定に係る児童

(2) (略)

(3) その他市長が児童発達支援センターの提供する事業の利用を適当と認めた児童

2 (略)

3 市長は、児童発達支援センターが提供する事業の利用を不相当と認めた児童を退園させることができる。

(休園日)

第7条 学園の休園日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、園長が必要と認めるときは、市長と協議のうえ、変更し、又は臨時に休園日を定めることができる。

(1) 児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス

ア 日曜日

イ及びウ (略)

(2) 保育所等訪問支援、相談支援、居宅訪問型児童発達支援

ア 日曜日及び土曜日

イ及びウ (略)

(休園)

第8条 園長は、次の各号のいずれかに該当するときは、休園することができる。

援部療育グループが提供する事業の利用契約を締結した保護者が監護する当該支給決定に係る児童

(2) (略)

(3) 市長が発達支援部通園グループ及び地域支援部療育グループが提供する事業の利用を適当と認めた児童

2 (略)

3 市長は、発達支援部通園グループ及び地域支援部療育グループが提供する事業の利用を不相当と認めた児童を退園させることができる。

(休園日)

第7条 学園の休園日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、園長が必要と認めるときは、市長と協議のうえ、変更し、又は臨時に休園日を定めることができる。

(1) 発達支援部通園グループ

ア 日曜日及び土曜日

イ及びウ (略)

(2) 地域支援部療育グループ

ア 日曜日

イ及びウ (略)

(休園)

第8条 園長は、次の各号のいずれかに該当するときは、休園を命ずることができる。

(1)から(3)まで (略)

(通園)

第9条 児童発達支援センターの児童の通園は、徒歩、自家用車等で通園する者を除き、学園におく通園バスによって行う。

2 (略)

3 第1項の通園バスには、前項の乗務に必要な職員、児童発達支援センターの児童及び監護に必要な保護者並びに園長が特に認めたもののほか乗車することができない。

4 (略)

(1)から(3)まで (略)

(通園)

第9条 発達支援部通園グループの児童の通園は、徒歩、公共交通機関等で通園する者を除き、学園におく通園バスによって行う。

2 (略)

3 第1項の通園バスには、前項の乗務に必要な職員、発達支援部通園グループの児童及び監護に必要な保護者並びに園長が特に認めたもののほか乗車することができない。

4 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(こども未来部児童発達支援センターあけぼの学園)